

**一般社団法人全国製菓衛生師養成施設協会
パティスリーラッピング認定指導者・教育認定施設登録実施要項**

1 目的

この実施要領は、パティスリーラッピング検定規程第5条の規定に基づく「パティスリーラッピング認定指導者」及び「教育認定施設」の適正な登録管理に関する要領を定めたものである。

2 登録の名称

この実施要領に基づいて登録する名称は、「パティスリーラッピング認定指導者」及び「教育認定施設」とする。

3 パティスリーラッピング認定指導者及び教育認定施設の定義

この実施要領において、「パティスリーラッピング認定指導者」（以下「指導者」という。）とは、本協会が実施する「パティスリーラッピング指導者講習会」を受講し、修了した者で本協会のパティスリーラッピング認定指導者・教育認定施設登録管理台帳（以下「登録管理台帳」という。）に登録された者をいい、教育認定施設とは、パティスリーラッピング検定規程第5条の規定に基づき、上記指導者1名以上を擁し、本協会が発行するテキストを使用して教育している施設で、登録管理台帳に登録された施設をいう。

4 デイプロム（受講証明書）の発行

上記3のパティスリーラッピング指導者講習会を受講し、修了した者に対し、デイプロム（受講証明書）を発行する。

5 指導者及び教育認定施設の登録申請

上記4のデイプロム（受講証明書）の発行を受けた者は、上記4のデイプロム（受講証明書）の発行日（受講日）から3年以内に限り、施設の長を経由し別紙様式1「パティスリーラッピング認定指導者・教育認定施設登録申請書」により指導者及び教育認定施設として登録台帳に登録することができる。

指導者の登録有効期限は、上記4のデイプロム（受講証明書）の発行日（受講日）から3年間とする。期限までに協会が実施する「プラッシュアップ研修会」を受講することにより、有効期限が受講日からさらに3年間延長される。その後も指導者の登録有効期限は3年間とし、期限までに協会が実施する「プラッシュアップ研修会」を受講することにより、有効期限が受講日からさらに3年間延長される。

6 登録事項

氏名、生年月日、本籍地（国籍）、上記3の講習会を受講したときの施設名とする。

7 登録申請時の施設長の注意

登録台帳への登録申請をする施設にあっては、上記 6 の登録事項の記載誤りがないかを（本人確認ができる書類として、戸籍抄本（写し）等による。）チェックして申請するものとする。

8 登録

上記 5 による申請を受けた協会は、申請書類に基づき登録管理台帳に登録する。

9 デイプロム（パティスリーラッピング指導者認定書）の発行及び登録の通知書

協会は、上記 8 に基づき登録したときは、申請した施設の長を経由し申請者に対して、別紙様式 2 「パティスリーラッピング指導者認定書」を交付し、教育認定施設に対しては別紙様式 3 の「登録通知書」で通知する。

11 登録事項の訂正

上記 6 の登録事項の訂正が生じたときは、別紙様式 4 「パティスリーラッピング認定指導者登録事項変更（再交付）申請書」を所属の長を経由して協会に申請することができる。

なお、所属の長は上記 7 に準じて、訂正事実を証明する書類等でチェックするものとする。

12 新デイプロム（パティスリーラッピング指導者認定書）の発行及び登録通知書

協会は、上記 11 の登録事項の書換え若しくは再交付の申請があった場合は、登録管理台帳にその理由及び年月日を登録し、申請者に対し新デイプロム（パティスリーラッピング指導者認定書）を交付し、教育認定施設に対しては登録通知書を送付する。

13 指導者が所属施設を移動した場合

指導者が所属していた教育認定施設を移動した場合、異動後の施設が教育認定施設若しくは非教育認定施設（会員校に限る。）のいずれかであっても、上記 11 の手続きを執るものとし、非教育認定施設にあっては上記 3 の条件に合致していれば教育認定施設の申請とみなし、本協会は上記 12 の手続きを執るものとする。

なお、指導者が不在となった教育認定施設にあっても、上記 11 の手続きを執るものとする。この場合、教育認定施設の取り消しとなる。

平成 27 年 8 月 20 日 制定

平成 31 年 4 月 1 日 改訂